

調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

1 総合評価方式について

- (1) 測量等委託業務については、現在、価格競争での発注が大部分を占めますが、総合評価方式での実施について、御意見等(〇〇業務は総合評価が望ましい等)があればお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 総合評価方式については、成果品の品質向上を求める標準型や簡易型(提案型)のように、橋梁の予備設計、大規模な路線の検討、大規模な概略設計、特殊構造物の設計など、高度な技術力を要し、難易度の高い業務など、総合評価方式が適する案件に限定して適用していただきたい。(福島県測量設計業協会・福島県地質調査業協会)
- ② 総合評価方式は、提案書等の作成に多くの時間を費やすために負担が大きいです。総合評価方式を適用する場合は、事務的な負担が比較的少ない簡易型(技術者型)を採用していただきたい。(福島県地質調査業協会)

〈建築設計関係〉

- ① 設計対象となる施設の形態、内容が確定している改修工事等の委託業務は価格競争でも良いが、より受託者の能力を判断基準にするのであれば総合評価方式も良いと考えます。(福島県建築士事務所協会)
- ② 少なからず課題はありますが、総合評価方式の拡大が望ましいと考えます。現状の新営設計業務における価格競争入札では、最低制限価格を当てた者が受注できると言う、云わば「くじ引き入札」のような状態に感じられます。(福島県建築設計協同組合)

(2) 評価項目の中で、見直しが必要と思う項目があれば、その内容と理由をお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 地域社会への貢献の内、「消防団への継続加入」に対する評価においては、評価対象となる入札参加者の所在地、加入消防団の所在地について、対象となる地域を最低建設事務所管内とするなど、地域要件を拡大していただきたい。現行では、二本松土木事務所管内の消防団に継続して社員が継続加入していても、二本松土木事務所管内に本店・支店・営業所のいずれも所在していない場合は、評価されない。消防団に加入し年間多くの時間消防団活動に従事するなど地域への貢献は大きなものがあり、適正に評価すべきと考える。また、今後も評価対象外の地域にすることは、消防団員確保を望む地域において、加入への機会や意欲を損なうものとなる。(福島県測量設計業協会)
- ② また、消防団の他にも、スポーツ少年団等の地域スポーツ活動など地域貢献度の高い項目も考えられるので、これらについても評価項目への追加を検討いただきたい。(福島県地質調査業協会)

〈建築設計関係〉

- ① 企業の地域社会への貢献の評価項目の中に、社員の「消防団への継続加入」がありますが、地域社会において大切な存在(組織)は消防団だけではないと感じています。
例えば、個人で参加する町内会の班長や自治会役員、警察ボランティア、青少年健全育成ボランティア、福祉ボランティア、スポーツボランティア、商工会議所・商工会・青年会議所等の公益法人(業界団体は除く)など、無償で社会貢献活動を行っている市民や企業も、地域社会にとって必要不可欠な存在です。社員が加入する一部組織の評価に偏ることなく、また、老若男女を問わず参加できる地域貢献活動に対し、公平な視点での評価項目としていただきたい。(福島県建築設計協同組合)

- (3) 総合評価方式に関する提出書類の中で、見直しが必要と思う書類があれば、その内容と理由をお聞かせください。

特にありません。

- (4) 受注者側からみた総合評価方式の問題点があればお聞かせください。

〈建築設計関係〉

- ① 建築設計者を選ぶということは、設計方針の選定、企画方針の確定においても重要な意味を持つため、それぞれのプロジェクトの特性に最も合う方法を選定することが望まれます。

選定方法には、設計競技方式、プロポーザル方式、指名エスキス方式、競争入札方式等がありますが、総合評価方式を採用する場合も目的に合った適切な運用をお願いします。

- ② 総合評価方式は、結果的に規模の大きな建築設計事務所が優位となる傾向があり、若手の建築設計事務所の新規算入を妨げる可能性があります。

(以上、福島県建築士事務所協会)

- ③ 現在の評価は、価格以外の評価項目の点数が低くとも、低価格入札で簡単に逆転できてしまう評価バランスではないでしょうか。

この件については、2つの問題点があると感じています。

1つは、総合的な評価項目があっても、価格に大きく左右される状況(現在の評価基準)にあるという意識が働き、低い評価基準価格に誘導されてしまう(結局は、その価格に近づけなければ落札できない)ということ。

2つ目に、低価格入札をしても失格しないことから、低価格入札に対する抵抗感が薄れ、低価格入札を常習化させてしまう恐れがあるということ。

その対応法として、加算点の割合(実績や技術の評価加算点)を高く設定することで、価格に左右される割合が下がるのではないのでしょうか。

総合的には、評価基準価格を下回る低価格入札の場合は標準点を100点以下にするなど価格による評価点を小さくし、一方で価格以外の評価項目の点数を高く設定することが望まれます。

- ④ 現在の低入札調査価格ですが、発注者側の意図とは異なる受注者側の思いから、結果として低価格入札を助長する傾向があると感じています。従来の最低制限価格を下回る入札価格で落札してしまう評価方式は、結果として本末転倒の方式となってしまうのではないのでしょうか。

(以上、福島県建築設計協同組合)

(5) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 現状の総合評価方式は地域企業、全国的企業にも業務対象により門戸を広げている現状にあると評価するので、現状のままで特に問題は無いと考えます。（福島県地質調査業協会）

〈建築設計関係〉

- ① 県の総合評価方式は複雑で度々見直しされるため、業者に対する丁寧な説明をお願いします。（福島県建築士事務所協会）
- ② 新営設計および大規模工事の設計は、設計者選定プロポーザル方式又は総合評価方式にすべきと考えます。（福島県建築設計協同組合）

2 入札制度について

測量等委託業務については、受託者の技術力に影響される部分が多いことから、指名競争入札方式を標準としているところですが、御意見があればお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 指名競争入札は、発注予定者の業務実績、有資格者数・施工能力や信用度等を指名の段階で調査・確認できる制度と考える。公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが、工事品質に大きな影響を与えるものである。このため、これまでの業務成果等を反映でき、技術力が担保される指名競争入札制度の活用は、公共事業の品質確保の有効な手段の一つで、引き続き測量等委託の標準方式としていくべきものとする。

〈建築設計関係〉

- ① 受託者の技術力に影響される部分が多いのであれば、指名競争入札方式より総合評価方式が良いのではと考えます。
- ② 設計対象となる施設の形態、内容が確定している改修工事等の委託業務は受託者の技術力に影響される部分が小さいので指名競争入札でも良いと考えます。（以上、福島県建築士事務所協会）
- ③ 一般競争入札よりは、技術力および実績に基づき指名される指名競争入札の方が良いと考えます。さらには、技術力と実績をしっかりと評価できる「総合評価方式」を多く採用すべきだと思います。

なお、本来、建築設計は発注者の企画目的を実現するために、設計条件を基に設計者が創意工夫をもって施設の空間構成を具体化するものであり、成果物があらかじめ特定できない業務です。

建設される建築物の質や経済性等は設計者の選定によって大きく左右されることから、設計者の選定に当たっては、それぞれの方式について、その主旨や特徴を十分に踏まえ、設計業務の目的及び内容に応じて適切に活用すべきと考えます。（新設、大規模改修、小規模改修、耐震診断、耐震補強設計、積算等）

（設計者選定方式例）

- ・コンペ方式（設計競技）
- ・プロポーザル方式（設計案を選ぶものではなく、人・者を選ぶもの）
- ・総合評価落札方式
- ・価格競争方式（指名競争入札）

（以上、福島県建築設計協同組合）

3 電子入札・電子閲覧について

(1) 電子入札システムへの利用者登録状況は有資格業者全体に対して工事が4割(38%)程度、測量等が5割(50%)程度ですが、電子入札への参加を促進するためには、どのような取組が有効であるとお考えかお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 期限を設定して電子入札システムの利用登録を促す。
- ② 逐次、紙入札方式を縮小し、電子入札システムへ移行する。

(以上、福島県地質調査業協会)

〈建築設計関係〉

- ① 建築設計委託は件数が少なく、また制度に不慣れなことから、登録に必要な準備(何をどこで購入・用意してどの様に設定すればよいか)、登録する方法や順序(どこにアクセスしてどう入力すればよいか)をもう少し分かりやすく小冊子等にまとめて頂きたい。
- ② 例えば、電子入札用の業者番号を入手するだけでも、どこを見てからどう変換すれば良いのか分かりづらい。皆様が思っているよりも理解が難しいと感じています。(以上、福島県建築士事務所協会)
- ③ 誰でも簡単に操作できるシステムであること、それが一番大切なことであり有効な手段と考えます。(福島県建築設計協同組合)

(2) 電子入札・電子閲覧について、御意見等があればお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 従前の紙閲覧・紙入札と比較すると、非常に効率的なシステムと考えることから、今後も継続していただきたい。(福島県地質調査業協会)

〈建築設計関係〉

- ① 一般競争入札の場合の閲覧方法が、どこで確認すれば良いのかが分かりにくいと感じている。どこを見れば良いのかを小冊子等で教えてほしい。

また、折角電子入札の登録をしているので、登録者に対してこのような入札があることをメールで送ってほしい。(福島県建築士事務所協会)

- ② 電子入札システムの欠点と思われる事項を3点申し上げます。

一つ目が、入札システムの環境やパソコン、ソフトのバージョンアップなどによる不具合の発生です。

例えば入札システムの環境として、下記の環境設定などがあります。

- ・ J a v a : プログラミング言語およびコンピューティング・プラットフォーム
- ・ Internet Explorer : マイクロソフトが開発する WEB を探索するソフト
- ・ Microsoft Windows : マイクロソフトのオペレーティングシステム (OS)
- ・ 電子認証のバージョン など

これらの環境設定(バージョン)が不定期に変更(更新)され、電子入札直前にその対応に追われる場合があります。コンピューターに詳しい所員が不在の場合は、問題の解決に苦慮する場面が時々あります。

例として、国土交通省は電子入札システムにアクセスできる環境設定としているのに対し、福島県の電子入札システムは環境設定の変更(更新)により、入札システムに入れられないなどの状況が生じることがあります。

二つ目に、画面内の情報ですが、数が多すぎて選択に選択を重ねないと肝心なところにたどり着けません。(ワンクリック程度で、指名業務の入札画面に切り替わる仕組みになると便利です。)

三点目は、指名通知の方法ですが国の機関に比べ事務的であると感じます。福島県の電子入札による指名通知は、事前告知なしにメール送信される手法であり、毎日数十通のメールを受信する中で「見落とし」や「迷惑メールとして削除される」などの課題があります。

一方、国土交通省の電子入札による指名通知は、事前に F A X による確認通知があるため、指名通知の見落としがありません。

(以上、福島県建築設計協同組合)

4 情報の把握手段について

入札制度の改正をはじめ、入札等に関する情報は、主にどのような手段によって把握しているかお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 入札管理課 HP、各地方振興局出納室 HP により入手。
- ② 加入している協会や連合会等からの F A X やメールなどにより入手。
- ③ 建設工業新聞などの新聞報道により入手。

〈建築設計関係〉

- ① 県、市町村、福島県建築士事務所協会から送られてくるメール等により情報を把握している。（福島県建築士事務所協会）
- ② 建築関係団体を通じた情報や業界紙の情報、県のホームページなどで把握している。（福島県建築設計協同組合）

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

〈土木設計関係〉

- ① 業務が短期間に集中した場合、検討及び照査の時間が十分確保することができず、ミス、エラーを招きやすい。業務集中時期に合わせた従業員の確保は企業経営を圧迫することとなる。長時間残業は技術者の業界離れにもなる。結果として、業界全体の品質低下を招くこととなる。

このため、繰越しやゼロ県債（債務負担行為）等も活用し、効率的に作業が行える4月、5月に発注件数を拡大していただくことや、作業が困難となる年度後半に業務が重ならないよう、年間を通じた計画的な発注による業務の平準化に努めていただきたい。

- ② 地方における雇用の創出に寄与するとともに、災害時に緊急出動するなど地域の安全・安心を確保する上で、技術力を保有する地元企業の存在は欠かせません。このため、地域の実情にも精通している地元企業の受注機会を確保することは、大切なものと考えています。このため、維持補修に関する調査・設計委託業務について、地元企業への優先発注をお願いしたい。
- ③ また、地元企業の受注機会を少しでも確保できるよう、大規模な業務においても地元企業ができる業務については分離発注するなど配慮願いたい。

（以上、福島県測量設計業協会）

- ④ 業務成果品の品質を保証するため、又向上させるために、総合評価方式における調査基準価格、価格競争における最低制限価格を工事程度まで引き上げるようお願いしたい。（福島県測量設計業協会、福島県地質調査業協会）

〈建築設計関係〉

- ① 価格競争入札は、最低制限価格の設定はあるものの、結果として「低価格競争」を激化させます。よって、企業の技術力と実績・提案を評価するプロポーザル方式および総合評価方式の拡大をさらに推進する必要があると考えます。

なお、本来、建築設計は法律（建築基準法：国交省告示第15号）に報酬規定が定められているように、国民の生命、健康及び財産を守ることを目的とした行為であり、価格競争になじまない性質のものであることを基本とした制度設計を進めていただきたい。（福島県建築設計協同組合）